

個人情報取扱事項

(目的)

第1 受託者は、流山市個人情報保護条例（平成14年3月27日条例第1号）並びに以下の条文を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2 受託者は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第3 受託者は、この契約による業務上知り得た個人情報は、他に知らせてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 受託者は、この業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏洩、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への周知)

第6 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は使用してはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用、提供の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、業務上知り得た個人情報を目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、この業務を処理するために委託者から引き渡された、個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(第三者の業務依頼の禁止)

第9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務については、自ら行わない、又は第三者にその取り扱いを依頼してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この業務に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。